

HNS条約の内容および日本の批准に対する見解



石油海事協会

Petroleum **I**ndustry **M**arine **A**ssociation of
Japan

内容

1. HNS条約の概要

現行の国際油濁補償制度（IOPC基金）の枠組みを利用し、有害危険物質（HNS）による事故損害に対する補償制度を構築し、その補償範囲を拡大するもの

2. 国際油濁補償制度とその問題点

IOPC基金条約は長年運用されているが、批准後は加盟国間の利害が多様化し、外部環境の変化に応じた制度改革が容易ではなく、制度運用が硬直化している

3. HNS条約批准に対するPIMA見解

IOPC基金制度において既に様々な課題が指摘されている中、同様の制度枠組みを拡張するHNS条約を日本が批准することについて、PIMAとしては反対の立場を取る

1. HNS条約の概要 - ①

HNS条約

The International Convention on Liability and Compensation for Damage in Connection with the Carriage of **H**azardous and **N**oxious **S**ubstances by Sea, 2010

危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害についての責任ならびに損害賠償及び補償に関する条約

IMO（国際海事機関）加盟国により2010年に採択

1. HNS条約の概要 - ②

- 有害危険物質の海上輸送に伴う事故によって生じた損害について、その被害者に適正な補償が迅速に支払われるようにすることが目的。
- 被害者救済は、船主と荷主が分担することを基本原則としている。このため、船主は付保することで、荷主は基金を設立することで補償体制を構築している。
- 基本的な仕組みは国際油濁補償制度（=IOPC基金の体制）をほぼ踏襲
- HNS物質の荷主(受取人)が暦年の受取量を政府を通じて基金に報告し、その数量をもとに基金へ拠出金を支払うことになる
- 但し、賠償及び補償の対象となる損害範囲は、IOPC基金体制と異なり、火災や爆発による人的損害、物的損害も含まれる

1. HNS条約の概要 - ③ 賠償の対象となる物質（約7,250種類）

1. 石油類（MARPOL73/78条約附属書 I 海洋汚染防止条約）
例）原油、重油、軽油、ガソリン、アスファルト等
2. 有害液体物質（MARPOL73/78条約附属書II）
例）メタノール、キシレン、ベンゼン等
3. 危険液体物質及び危険物（IBCコード 危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）
例）アンモニア、塩酸、硫酸、スチレン等
4. 危険・有害物質（IMDGコード 国際海上危険物規程）
例）梱包形態で運ばれる危険物質（除く 放射性物質）
5. 液化ガス（IGCコード 液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）
例）LNG、LPG、エチレン等
6. 可燃性液体物質（引火点60℃以下の物質）
例）エタノール、トルエン、ベンゼン、酢酸等
7. 固体ばら積み危険物（IMSBCコード 国際海上固体ばら積み貨物規則）のうち個品で輸送される場合に
IMDGコードが適用されるもの
例）硝酸塩、ナトリウム、硫黄、鉄くず、油かす等

IOPC基金 HNS Finder : <https://www.hnsconvention.org/hns-finder/>

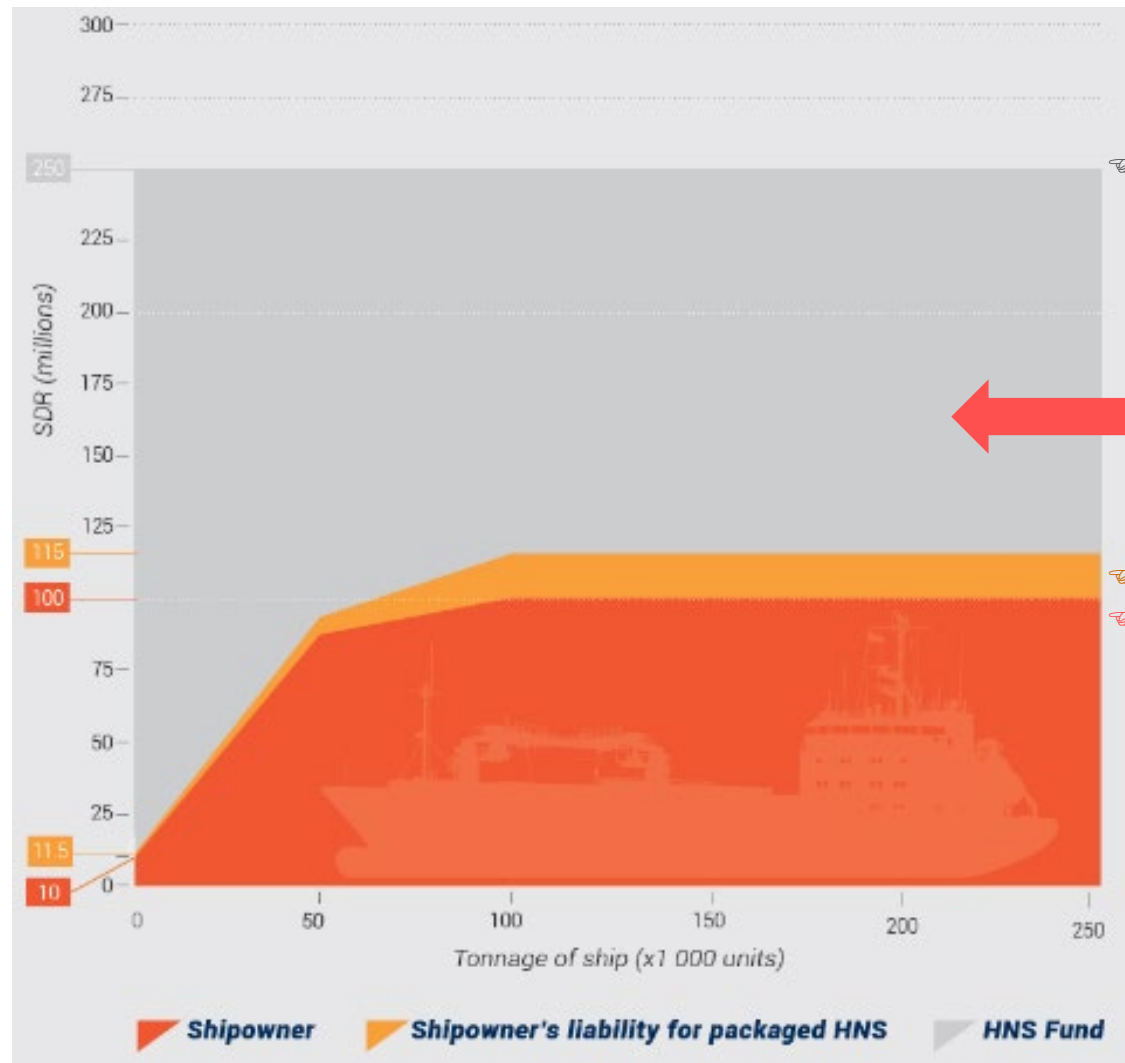
1. HNS条約の概要 - ④ 賠償の対象となる損害

- **人損**：船舶上又はその外部でHNSによって生じる死亡もしくは身体の障害
- **物損**：船舶の外部においてHNSによって生じる財産の減失又は損傷
例) 危険物の爆発に伴う浮き灯台、洋上ブイの破損
- **環境の汚染**による損失、損害
- 防止措置の費用又は**防止措置**によって生ずる損失、損害：損害を防止し、または最小限にする為事故の発生後に取りる措置
例) 汚染物質の更なる流出を防ぐ為の抜き取り作業の費用

【発生場所との相関】

場所		船舶	損害			
			(ア)人損	(イ)物損	(ウ)環境汚染損害	(エ)防止措置
締約国	領海	締約国船舶	○	○	○	○
		非締約国船舶	○	○	○	○
	EEZ	締約国船舶	○	○	○	○
		非締約国船舶	×	×	○	○(ウ)に限る
非締約国	領海	締約国船舶	×	×	×	×
		非締約国船舶	×	×	×	×
	EEZ	締約国船舶	○	○	×	○(ア)(イ)に限る
		非締約国船舶	×	×	×	×
公海		締約国船舶	○	○	×	○(ア)(イ)に限る
		非締約国船舶	×	×	×	×

1. HNS条約の概要 - ⑤ 責任限度額(荷主/船主の負担割合)



基金負担 135百万～240百万SDR (297億円～528億円)

HNS基金 会計区分		拠出金対象者
一般会計	石油	固体ばら積み：年間2万トン以上の受取人 その他のHNS：年間2万トン以上の受取人
	石油	持続性油：年間15万トン以上の受取人（IOPC基金条約） 非持続性油：年間2万トン以上の（ばら積の）受取人
独立会計	LNG	全ての受取人
	LPG	年間2万トン以上の受取人

基金への拠出

梱包貨物115百万SDR (250億円)

ばら積み貨物100百万SDR (220億円)

- 船主の責任限度額を超える損害が発生した場合は基金が補償
- 船主の負担は保険にてカバーされる
- 条約締結国の拠出対象荷主*受取量に応じて補償を分担

*** 拠出対象荷主：暦年の海上輸送によるHNS受取量が2万トン以上（LNGは全ての受取人）**

1SDR* ≡ 1.03 GBP ≡ 1.36 USD ≡ 約220円

*Special Drawing Rights/特別引出権
IMF（国際通貨基金）が定めた通貨バスケット指標

1. HNS条約の概要 - ⑥ 批准と発効要件

●発効要件（条約の採択は2010年）

次の要件を満たした日から18カ月後に発効

- ① 12カ国以上の批准（達成）
- ② 批准国中4か国の船舶保有量が200万総トン以上（達成）
- ③ 批准国のHNS受取量（一般会計）総量が4,000万トン以上（達成）

●現批准国（13か国）

カナダ・デンマーク・ノルウェー・南アフリカ・トルコ・エストニア・フランス・スロバキア・オランダ・ベルギー・スウェーデン・ドイツ・フィンランド



●批准検討国 イタリア・キプロス



●発効日 2027年11月29日

（26年4月、オランダ、ベルギー、スウェーデン、ドイツが批准し、5月末に条約発効3要件が全て満たされた）

2. 国際油濁補償制度とその問題 - ①

1967年に発生したTorrey Canyon号の座礁により、クウェート原油12万トンが流出した。これを契機として、国際的な補償制度が設けられた。

この制度は、主として原重油タンカーによる油濁事故の被害者を、条約に基づき**船主と荷主が分担して救済することを基本原則**としている。

現在適用されている条約は「1992年基金条約」であり、採択から30年以上が経過しているものの、責任限度額の引き上げを除けば、その内容はほとんど変更されていない。

一方でタンカーを取り巻く**外部環境は大きく変化**しており、「船主と荷主が分担して救済する」という基本原則から乖離した状況にある。

2. 国際油濁補償制度とその問題 - ②

①船主責任が問われない事故による賠償事例が近年、散見されている

- 制裁を回避するため無保険で運航するダークフリートによる事故
- 船外への投棄（「ミステリースピル」）
- 小型船舶による大規模事故（2,000GT以下は付保義務なし）
- 意図的な沈没事故

基金条約批准当初
想定していなかった
事象による油濁事故

課題の解決には条約改正が必要だが、条約改正には加盟国の思惑が異なるため、**ほぼ不可能**

【参考】 **条約改正に必要な条件**：締約国の2/3（**98か国**）の賛成

②船主と荷主の責任限度額は2000年の条約の簡易改正による50%引き上げ（2003年適用）以降、20年以上据え置かれている。

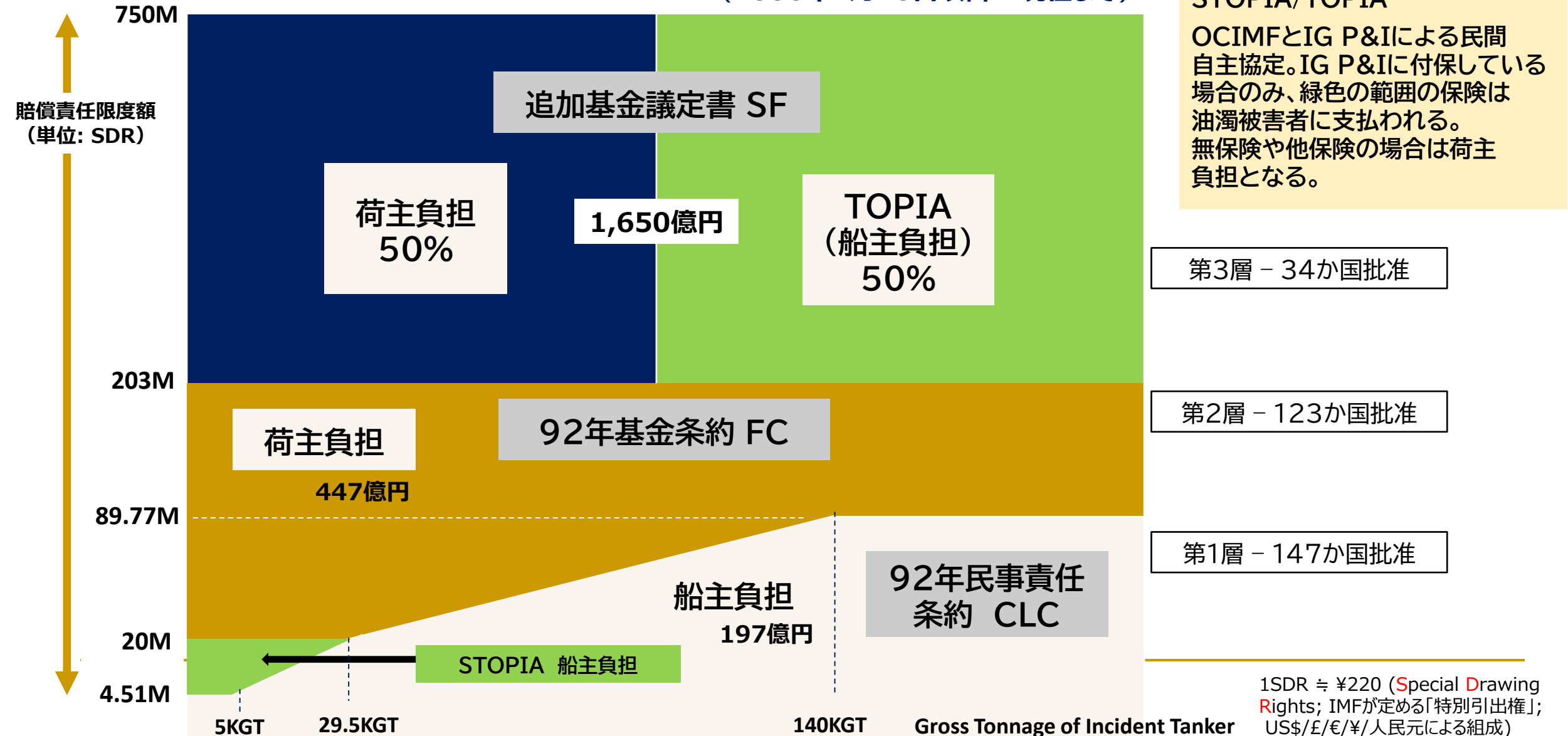
簡易改正でも容易に実施できない。また実現には約5年の歳月を要し、機動性を欠く



この間インフレや環境意識の高まりによる賠償額の増加分は、荷主側が負担している現状。

2. 国際油濁補償制度とその問題 - ③

(2006年2月20日以降～現在まで)



2. 国際油濁補償制度とその問題 - ④ 上位拠出国

(IOPC 2025 年報より)

92FC（ほぼ毎年拠出金を徴収）			SF（拠出金徴収実績なし）		
国名	受取量（トン）	シェア（%）	国名	受取量（トン）	シェア（%）
インド	246,178,681	17.27	日本	141,749,644	15.95
日本	141,749,644	9.95	韓国	140,112,447	15.77
韓国	140,112,447	9.83	イタリア	98,977,294	11.14
イタリア	98,977,294	6.94	オランダ	89,811,688	10.11

2025年3月支払いの日本の拠出額は約13億円
なお、米国・中国 は上記共に基金には加盟していない。両国は独自の補償制度で対処。

3. HNS条約批准に対するPIMA見解 ①

当協会はHNS条約の被害者救済の理念には賛同するものの、日本の批准には以下の理由から「**反対**」の立場である。

①民間企業からの拠出を求める国際条約は、現行制度上、IOPC基金条約のみである。だからこそ、制度設計、拠出額、説明責任、公平性が極めて重要であるが、加盟国間の利害が対立する中、**批准後に状況変化へ柔軟に対応する条約改正は、現実的には極めて困難**である。

②将来的に船舶燃料が何になるかは、現時点では見通せない。例えば、アンモニアのような**毒性・危険性の高い物質**が主流となった場合、事故発生時の人的・環境的・経済的リスクがどの程度に及ぶかは計り知れない。にもかかわらず、**一度批准すれば柔軟な制度見直しが困難な条約**の下で、こうした**将来リスクを民間拠出により包括的に引き受けることは、石油業界として到底受容できない**。

3. HNS条約批准に対するPIMA見解 ②

③日本の民間企業がIOPC基金へ支払う拠出金は、すでに数億円規模に達している。日本がHNS条約を批准した場合、対象物質を輸入する多数の民間企業が新たに拠出金負担を求められることとなる。特に、

- ・ LNGおよびLPGの輸入量が他国と比して大きいこと（負担割合が大きい）
- ・ 日本向け輸入船舶の品質が相対的に高いこと（結果として他国事故への支援割合が高まる）

などの事情から、**日本企業の国際競争力が著しく損なわれること**が強く懸念される

④2010年にHNS条約が採択された時点では約6,000種類であった対象物質は、現在では7,000種類を超えている。しかし、IOPC基金事務局の管理・監督体制や、各加盟国による正確な報告に基づく運用が十分に担保されているとは言い難い（ガバナンスの欠如） 実際、IOPC基金においてすら、報告義務や拠出金支払い義務を履行していない加盟国が存在している。

3. HNS条約批准に対するPIMA見解 ③



E

4 ALBERT EMBANKMENT
LONDON SE1 7SR
Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

HNS.2/Circ.15
11 September 2025

PROTOCOL OF 2010 TO THE INTERNATIONAL CONVENTION ON LIABILITY AND COMPENSATION FOR DAMAGE IN CONNECTION WITH THE CARRIAGE OF HAZARDOUS AND NOXIOUS SUBSTANCES BY SEA, 1996

2024 data on contributing cargo pursuant to article 28(2)(a)(ii)

The Secretary-General has the honour to refer to article 28(2)(a)(ii) of the above Protocol and to state that, pursuant to article 20(6) thereof, reports on contributing cargo for 2024 have been received from the contracting States to the Protocol.

There are, at present, eight contracting States to the Protocol, five of which have more than 2 million units of gross tonnage.

The eight contracting States received, in 2024, a total quantity of 22,153,250 tonnes of cargo contributing to the general account. The total quantities of contributing cargo liable for contributions, measured in million tonnes and received during 2024, in respect of the general account and each separate account, are specified below:

	General account	Oil account	LNG account	LPG account
Canada	2,204,373	53,296,663	259,319	177,147
Denmark	787,674	9,191,810	0	40,275
Estonia	722,998	833,397	0	0
France	3,580,905	73,580,544	9,001,988	810,201
Norway	2,189,030	12,345,543	91,014	155,414
Slovakia	0	0	0	0
South Africa	4,920,698	37,824,628	0	685,429
Türkiye	7,747,572	49,495,445	10,285,317	3,326,381
Total	22,153,250	236,568,030	19,637,638	5,194,847

HNS条約では基金への拠出と補償の支払いは大きく4つの会計毎に個別管理される。

各会計発足要件：批准国貨物受取量（ ）は25年9月時点での批准国合計

一般会計：4,000万トン（約 2,215万トン）

石油会計：3億5,000万トン（約 2億3,650万トン）

LNG会計：2,000万トン（約 1,964万トン）

LPG会計：1,500万トン（約 519万トン）

日本の輸入量（2024年）と世界シェア

LNG: 約 6,600万トン 世界第2位（1位:中国 3位:韓国）

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuka/pdf/h2dhhpe2024k.pdf>

<https://incorrys.com/lng-imports-by-country-2020/>

LPG: 約 1,040万トン 世界第4位（1位:中国 2位:インド 3位:韓国）

<https://www.globaltrademag.com/top-import-markets-for-lpg/>

<https://www.j-lpgas.gr.jp/stat/geppou/index.html>

今、批准すると日本の拠出額負担が最大となる懸念

